
金融機関との連携

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等



【令和7年度予算（案）60,000百万円（60,000百万円）】 ※産業投資と政府保証の合計額

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

1. 事業目的

温室効果ガス（GHG）の排出量の削減等を行う事業活動（他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動を含む）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

2. 事業内容

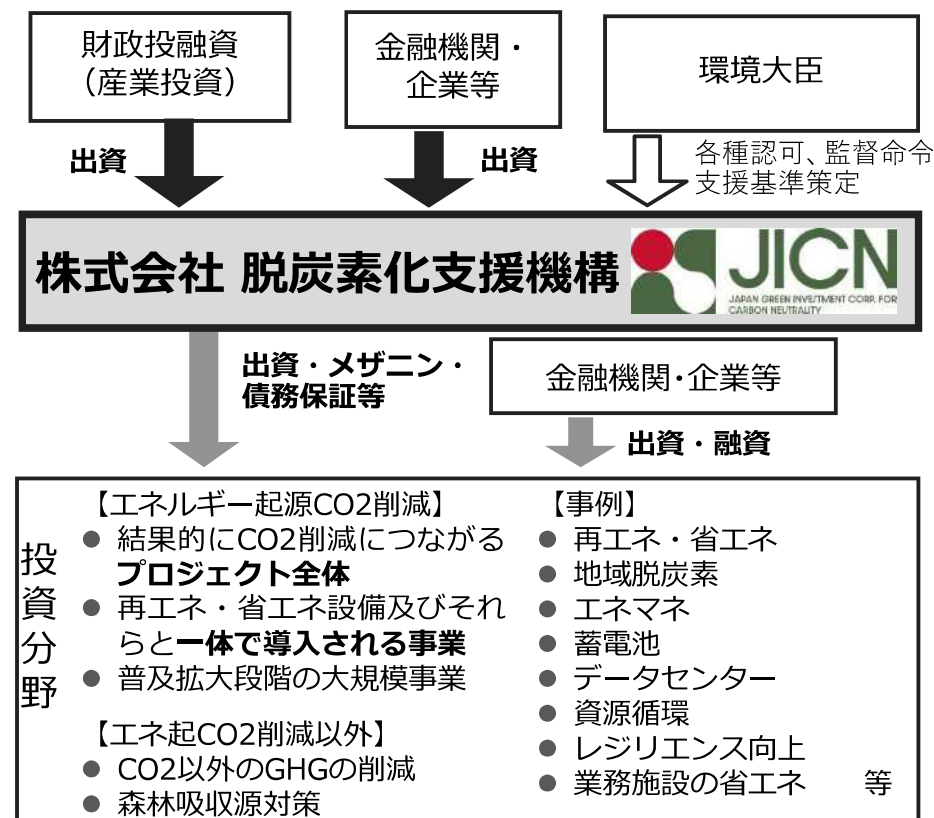
環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、**地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進**を図る。

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 政策的意義 | ・ 温室効果ガスの削減効果が高いこと
・ 経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること |
| (2) 民間事業者等のイニシアチブ | ・ 脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
・ 民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること |
| (3) 収益性の確保 | ・ 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
・ 機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること |
| (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保 | ・ 地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
・ 地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること |

3. 事業スキーム

- 事業形態 国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資としてファンド事業を行う株式会社
- 支援方法 出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等の幅広い方法による資金供給が可能（特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等への出融資を含む）

4. 事業イメージ



(参考) 脱炭素化支援機構 (JICN) 支援決定の事例

■ 株式会社脱炭素化支援機構から、32案件の支援決定を実施（令和6年12月末時点）

支援決定の事例

株式会社 コベック

<概要>

地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業（1,000kW）。

支援形態：地域プロジェクト(SPC)支援

出資形態：劣後ローン



メタン発酵による廃棄物処理施設/神戸市

わいた第2地熱発電株式会社 (熊本県小国町における地熱発電事業)

<概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

ヒラソル・エナジー株式会社

<概要>

自治体・地域金融機関等との連携を通じて既設発電所を集約し、発電性能再生とデジタル技術を駆使した効率的な管理運用等により、発電所の長期安定稼働を実現する取組。（百年ソーラー®の取組）

支援形態：コーポレート（スタートアップ支援）

出資形態：優先株



百年ソーラー®の枠組みで集約・修繕した発電所

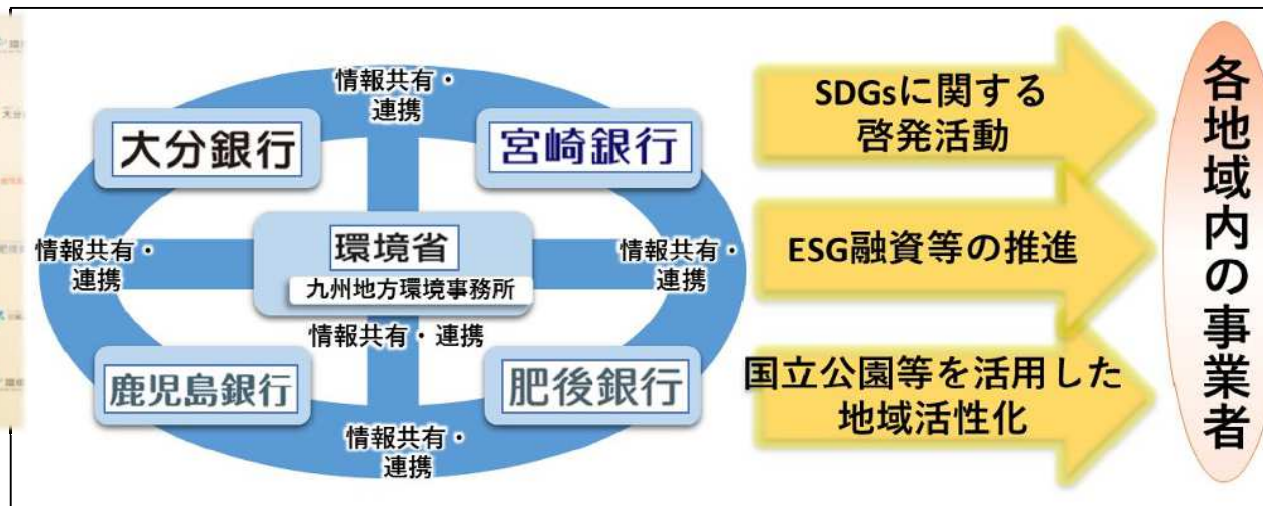
(参考) 中・南九州地域における地域循環共生圏に関する連携協定



- 肥後銀行（熊本）、大分銀行（大分）、宮崎銀行（宮崎）、鹿児島銀行（鹿児島）及び環境省九州地方環境事務所は、地域循環共生圏の構築に向け2020年1月に連携協定を締結。
- 4行・環境省で幅広い分野での情報・ノウハウ共有や営業の共同展開等の広域連携を行うとともに、県境を跨ぐ国立公園の活用を通じた地域活性化等の地方創生に広域で取り組む



4行頭取・九州地方環境事務所長による
連携協定調印式（2020年1月）



具体的な連携事例

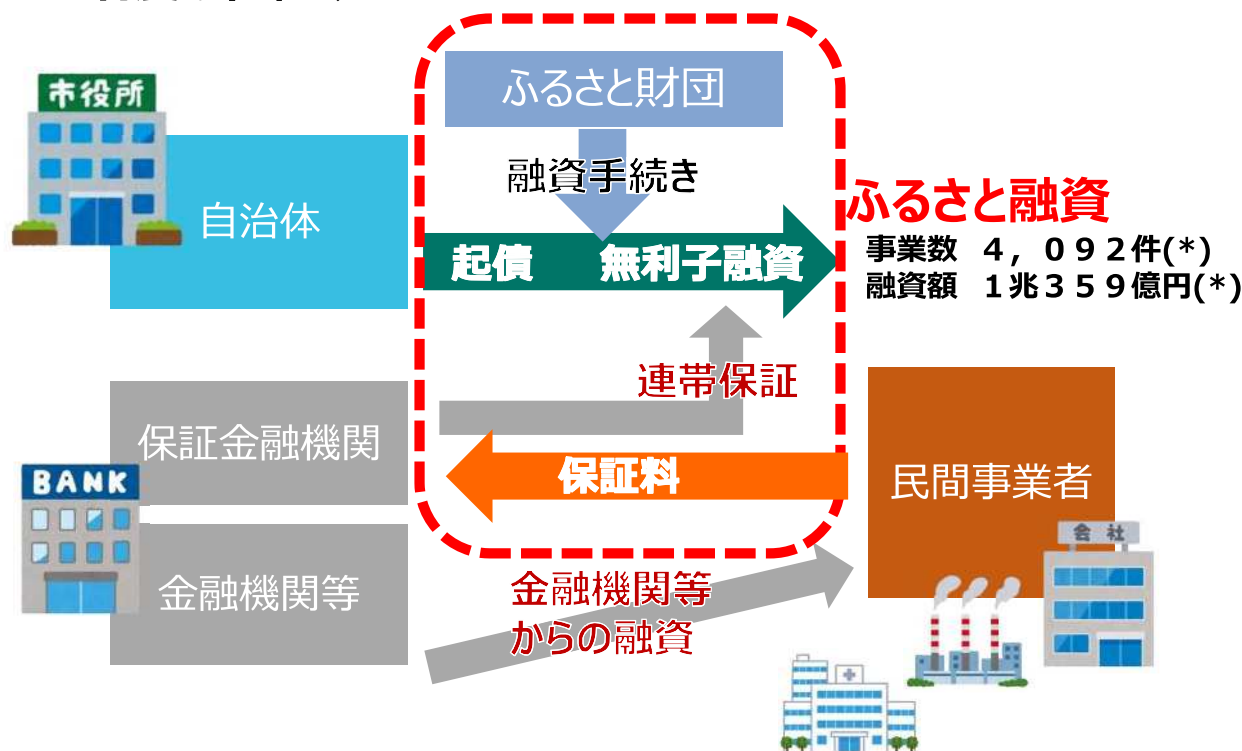
- **4行共同**で九州の公共債やSDGs国内株式等を投資先に組入れた**投資信託商品**を開発（2021年10月）。信託報酬の一部を各行から各県のSDGs・カーボンニュートラルに資する団体へ寄付するスキームも併せて構築。
- **阿蘇くじゅう国立公園**（熊本・大分）、**霧島錦江湾国立公園**（鹿児島・宮崎）における各行主体のツアー及びワークショップ等の案件を創出。共通事業として、**e-bikeを活用したサステナブルツアー**の開発を進めている。

ふるさと融資制度について

【制度概要】

- ・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債（利子の75%は地方交付税措置）を発行し、それを原資として民間事業者に無利子で融資（最長20年）
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払（自治体が保証料補助を行う場合あり）
- ・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定（要件一覧※4）
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続きにつき自治体から委託を受けている

■ 制度の仕組み



■ 要件一覧

		通常の地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・離島地域 ・特別豪雪地帯	定住自立圏(※2) ・連携中枢都市圏(※2) 東日本大震災被災地域(※3) 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」(※4) (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業(※4)
		通常の地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・離島地域 ・特別豪雪地帯	定住自立圏(※2) ・連携中枢都市圏(※2) 東日本大震災被災地域(※3) 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」(※4) (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業(※4)
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60%(※2)
	融資限度額	80(※1)	96(※1)	120(※2)
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上(※4)		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20(※1)	24(※1)	30
	雇用	1人以上		

(※1): 地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2): 定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外

(※3): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(※4): 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については、「1人以上」

(*) : H1年度～R5年度までの累計実績

(参考) ふるさと融資制度の融資事例



近年のふるさと融資における脱炭素関連融資実績 (単位:百万円)

	事業名	事業者名	都道府県	貸付団体	融資実行年度	融資額	保証機関名称
1	バイオガスプラント建設事業	かぶとバイオファーム(同)	岡山県	笠岡市	令和 6年度	1,050	笠岡信用組合
2	風力発電増設事業	いいたてまでいな再エネ発電(株)	福島県	福島県	令和 3年度	820	東邦銀行
3	川内大中合太陽光発電事業	(株)サン・エナジー川内	福島県	福島県	令和 2年度	1,288	東邦銀行
4	木質バイオマス発電事業	サーラeパワー(株)	愛知県	豊橋市	令和元年度	1,050	三井住友銀行
5	木質バイオマス発電事業	山形バイオマスエネルギー(株)	山形県	上山市	平成30年度	621	きらやか銀行
6	バイオマス発電所建設事業	八戸バイオマス発電(株)	青森県	青森県	平成30年度	2,500	伊予銀行

かぶとバイオファーム (岡山県笠岡市)

融資年度 : 令和6年度
導入設備 : バイオガスプラント



サーラeパワー (愛知県豊橋市)

融資年度 : 令和元年度
導入設備 : バイオガスプラント



3. 地域脱炭素政策の今後の在り方 取りまとめ (R6.12.13)

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的**なものであり、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**^①（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステークホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る。**
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～



①地域脱炭素の横展開

- ・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- ・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、人員・人材不足や再エネ等の効率的な導入・利用の観点から、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進。
- ・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
- ・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

③情報・技術支援、資金支援、人的支援

(ア) 情報・技術支援

- ・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

(イ) 資金支援の在り方

- ・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
- ・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

(ウ) 人的支援・体制強化

- ・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所等による人材マッチングを強化。
- ・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- ・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
- ・営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
- ・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- ・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進。
- ・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。

⑥新たな技術の地域における実装・需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池や水素等の新技术の導入を支援。公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
- ・グリーンスチール等の更なる環境負荷低減が見込まれる製品をグリーン購入法に基づく基本指針位置付け、公共調達分野でも需要を拡大。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～



①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- ・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- ・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- ・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率行的な取組を加速。

②住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

- ・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

③循環経済への移行を通じた脱炭素化

- ・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、再資源化事業等高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- ・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。
- ・2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

④脱炭素型まちづくり

- ・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- ・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- ・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- ・コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- ・農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- ・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- ・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会（第2回）意見概要



- 令和6年11月15日、浅尾環境大臣、中田環境副大臣、小林環境副大臣、五十嵐環境大臣政務官と、全国知事会、全国市長会、全国町村会の各代表による地域脱炭素に関する意見交換会を実施。
- 各団体の代表からいただいた御意見の概要は下記のとおり。

全国知事会 長崎知事（山梨県知事）

- ・ GX財源を視野に地方への一層の財政支援が必要。
- ・ 小規模市町村の区域の脱炭素化について、まず各主体において取り組むことを原則とし、その上で都道府県が連携支援するのが適当。中小企業と同様に国による財政支援・技術支援が必要。
- ・ 自家消費型再エネの導入量、使用量、県外へ移出した発電量等の必要な情報の提供が必要。
- ・ エネルギーマネジメントについて、レジリエンス強化の観点からも強力な支援が必要。
- ・ ペロブスカイト太陽電池や再エネ由来水素関連設備の早期実装が必要不可。特に水素については脱炭素化の切り札であり重点的な支援が必要。
- ・ 公共施設の脱炭素化について、交付金、脱炭素化事業債等の延長が必要。

全国市長会 高橋市長（東京都稲城市長）

- ・ 家庭部門の脱炭素化について、住宅と自動車以外の分野の方法論を国において示すことが必要。
- ・ 系統接続の拡充に対する支援をお願いしたい。
- ・ 小規模自治体では単独で地域脱炭素に取り組むことが困難。広域的なまとまりの中で都道府県を中心に地域の関係主体が互いに補完し合う仕組みを構築することが必要。
- ・ 市としても共に取り組むが、都道府県には前面に立って積極的に中小企業の脱炭素化を支援する姿勢を示していただきたい。
- ・ 地域脱炭素の一層の推進のためには全自治体の底上げが重要であり、実現可能な標準パッケージを策定し、導入支援することが必要。
- ・ 自治体が脱炭素に取り組むための財源が圧倒的に不足。公共施設への再エネの導入は地域レジリエンス、防災対策をも担うことから、一般財源から資金を繰り入れることにより財源を大きくすることが必要。

全国町村会 鈴木町長（岩手県葛巻町長）

- ・ 政府においても農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進することが必要。
- ・ 地域脱炭素推進交付金の交付要件の緩和や予算の大幅拡充等による脱炭素に取り組む全ての町村への支援、安価なエネルギーを住民が享受できるなど地域に恩恵がもたらされる方向での取組の推進等により、自治体全体の底上げが必要。
- ・ 特に小規模な町村においては、財政面に加えて人員や専門知識を持つ人材が不足。かつ、地元の民間企業も金融機関等も少ない状況にあるため、連携も容易ではない。そのため、都道府県からの支援も必要ではあるが、国としても積極的な支援が必要。
- ・ 地域の実情に応じた取組、創意工夫を凝らした取組を最大限に尊重しながら地域脱炭素の取組を進めることが必要。
- ・ 再生可能エネルギーの活用がエネルギー消費量を大幅に上回っている市町村の『発電促進賦課金』の軽減など新たな仕組みの検討が必要。
- ・ 地域のこれまでの取組と実績を考慮した脱炭素先行地域の選定や、脱炭素に関するデータの公表が必要。

地球温暖化対策計画（案）地域脱炭素関係 ポイント

（令和7年2月14日時点 今後閣議決定予定）



第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

- 特に小規模な市町村については、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点から、都道府県が、当該都道府県の地方公共団体実行計画区域施策編に基づき実施することや、市町村が、都道府県や連携中枢都市等と共同・連携して計画を策定し実施することも推進

（3）特に都道府県に期待される事項

- 脱炭素先行地域をはじめとする優良な取組事例の情報収集、当該情報の市町村への共有
- 地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組の実施が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成等の支援等
- 特に小規模な市町村に対しては、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点から、都道府県が共同・連携
- 地域経済の中心的な担い手である中小企業等の脱炭素化については、地域における産業政策事務を都道府県等が主導していることを踏まえ、取組が困難な中小企業等に対し、技術的な助言や人材育成等の支援

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

（略）

地域資源をいかした地域特性に応じた地域脱炭素の取組は、地場産業振興、農林水産業振興、防災力強化など様々な地域課題の解決にも貢献し得るものであり、区域の脱炭素化を速やかに展開していくためにも、地域共生・地域裨益型で地方創生に資する形で施策を推進する。（※地球温暖化対策計画（案）より抜粋）

（略）

3. 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー等の導入拡大

- 営農型太陽光発電について、下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されており、地域特性に応じた営農、地域共生・地域裨益の観点から、地方公共団体や公設試験研究機関等と連携して推進することが期待
- 地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する地域エネルギー会社等の事業体により、民間の創意工夫の下、地域における面的な脱炭素化が事業として持続的に地域共生・地域裨益型で展開することが可能となることから、地域の実情に応じ、地域の脱炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成を推進
- 国は、都道府県及び市町村の取組を促進するため、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、専門人材の派遣、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システム、再生可能エネルギー情報提供システム、地域経済循環分析ツールなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。

地球温暖化対策計画（案）地域脱炭素関係 ポイント

（令和7年2月14日時点 今後閣議決定予定）



第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

- 地域脱炭素政策については、「**地域脱炭素ロードマップ**」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けては地域・暮らしに密着した**地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組**を加速化していく必要がある。
- また、人材不足や財源不足といった課題や再エネ導入に伴う地域トラブルの発生、出力制御といった**顕在化した課題**や、従来型の太陽光パネルの設置が困難な場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池といった**新たな技術への対応**も必要。
- 2026年度以降の5年間を**実行集中期間**として位置付け、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」において示された施策の方向性を踏まえ、**地方創生に資する地域脱炭素施策**に全力で取り組む。

1. 脱炭素先行地域と脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）

- 2025年度までに少なくとも100か所の**脱炭素先行地域**を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現。
- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電等を、地方公共団体がその区域に対し複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**を促進。
- これらの取組を通じ、地域金融機関や地域エネルギー会社等と地方公共団体との連携等による**脱炭素を地域で推進する上の基盤**を創出
- **脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見の情報発信**を強化し、地域脱炭素を**全国展開**

2. 新たな技術の地域における実装・需要創出

- **GX 経済移行債も活用し**、地産地消率が高い地域マイクログリッドや熱導管、高度な地域エネルギーマネジメントシステム（Virtual Power Plant（VPP）の活用等）の導入に対する支援や、商用車の電動化・断熱窓の改修・高効率給湯機器の**GX製品を導入支援**するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出するため、地域で実装する財政支援スキームや、これらの**新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）の構築**を検討する。

3. 地域脱炭素の加速化・全国実施を後押しする基盤的施策

（1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

産官学労言で取組まれる地域の取組を、**人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援**（派遣専門家人材のプール強化、情報・技術支援ツールの充実、地域脱炭素推進交付金や関係府省庁の支援ツール、GX経済移行債、地方財政措置、JICNによる支援等）。

（2）地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組

地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、**多様な主体が参加するフォーラム**等を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

（3）ルールのイノベーション（制度的対応等）

制度改革等により実効性を確保（促進区域制度のインセンティブ強化、住宅トッランナー基準における太陽光発電設備の設置に係る目標設定等）

参考（財政支援等）

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)】環境省
【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

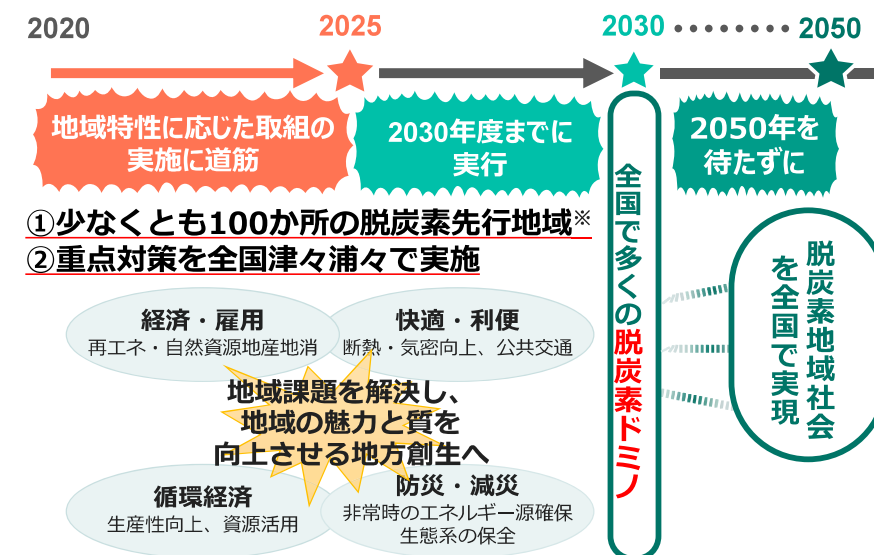
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

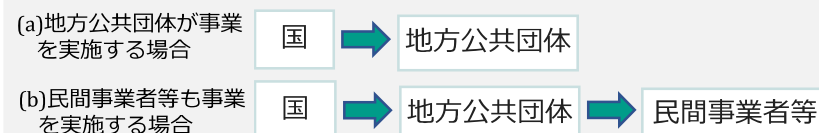
- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2 排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されている こと
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※ 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和7年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和6年度補正予算額

2,000百万円】



災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

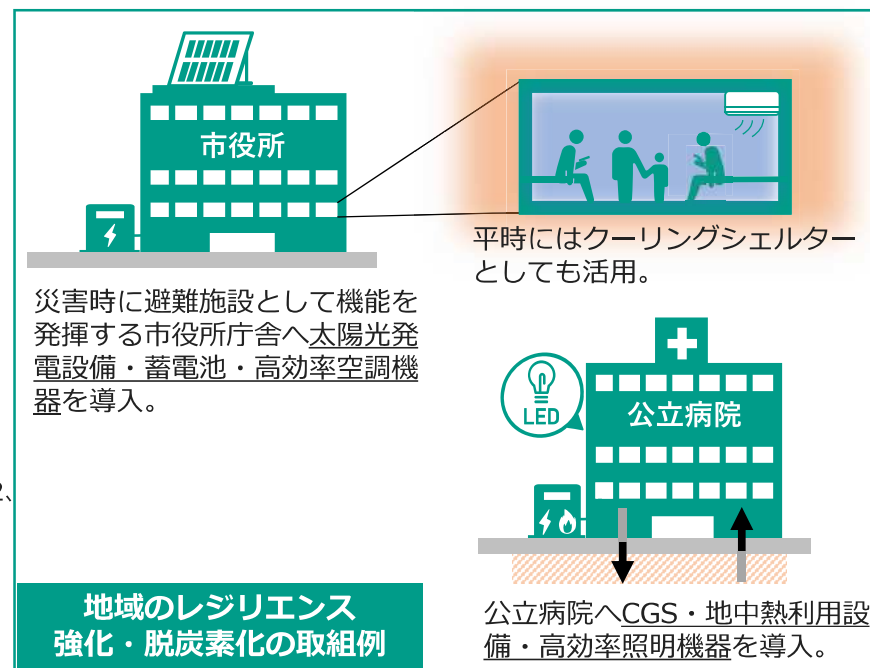
■実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等



・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

（浄化槽について）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算(案) 5,020百万円(新規)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所(同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等)への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

＜対象＞

- ・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

＜主な要件＞

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 2/3、3/4)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

お問合せ先: 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 電話: 03-3501-4031

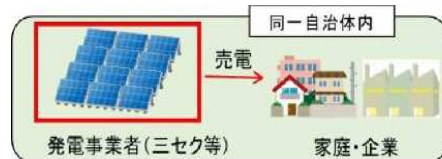
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV）		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー設備整備（地域内消費を主目的とする事業）に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

地方財政措置（人材育成）

1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

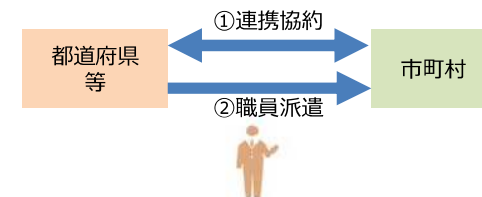
特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

一般廃棄物処理の脱炭素化に資する令和7年度からの地方財政措置について

1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

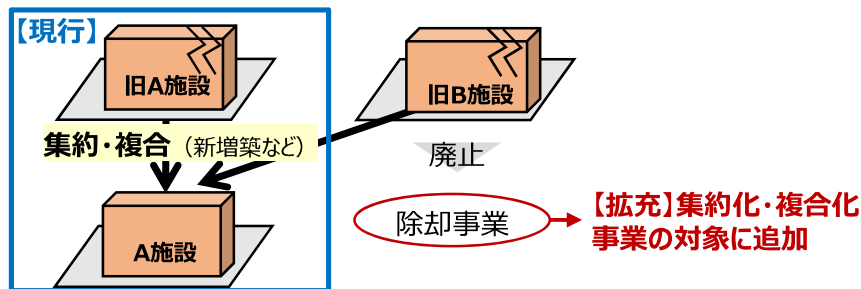
- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、**公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等**に伴う施設の**除却事業**を対象に追加

※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする

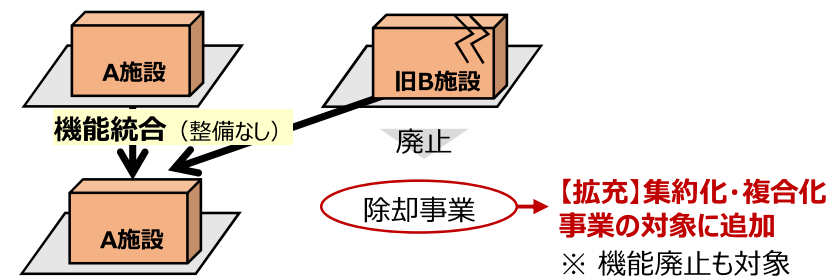
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象

※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に係る特別交付税措置の創設

- 令和6年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画において、地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を把握する指標の一つとして1人1日当たりごみ焼却量の数値目標(2030年度に約580g)が新たに設定

- 一般廃棄物の再資源化に重要な役割を果たす廃棄物の分別区分の在り方については、現在、拠点回収や品目ごとの分別回収の実施状況、再生利用の実態把握を通して、一般廃棄物処理システム指針の改訂作業を行っており、今年度内に改訂※ 予定

※指針には、全ての市区町村が可燃物(生ごみ、剪定枝、廃食用油)の分別収集及び適正な循環の利用に努めることが盛り込まれる予定

- 指針の改訂を踏まえ、**資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築**に際し、市区町村が実施する**可燃物(生ごみ、剪定枝、廃食用油※)の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費**について、**特別交付税措置を講ずる**。算定の詳細については、追って提示予定。

※廃食用油に関しては、分別収集に要する費用のみ措置予定。

特別交付税措置のイメージ

$$\text{算定額} = \left\{ \text{X (円/トン)} \times \text{A (トン)} + \text{Y (円/トン)} \times \text{B (トン)} \right\} \times 0.5 \text{ (措置率※)} \quad \text{※財政力補正あり}$$

分別収集費用 再資源化費用

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置①



	脱炭素化推進事業債	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	辺地対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2※に公営企業債 (脱炭素化推進事業)を充当(残余 (地方負担額の1/2)については、通 常の公営企業債を充当) ※電動バス等の導入については増経費	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準 財政需要額に算入(①、②については50%、 ③、④については財政力に応じて30～5 0%、⑤については30%)	事業ごとに元利償還金の30～50%を 基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の80%を 基準財政需要額に算入
対象事業	● 地球温暖化対策推進法に規定する地方 公共団体実行計画に基づいて行う公共 施設等の脱炭素化のための以下の事業 【単独】 ①再生可能エネルギーの導入^{注1} ②公共施設等のZEB化^{注2、3} ③省エネルギー改修^{注4} ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入 (EV、FCV、PHEV) ● 再生可能エネルギーの導入【単独】 令和6年度より、「地域内消費」を主目的と するもの(第三セクター等^{注5}に対する補助 金)を対象に追加。ただし、対象事業費は 導入に要する経費の2分の1を上限とする	● 脱炭素化推進事業債と同様の事業 のほか、公営企業に特有の以下の 事業 ・小水力発電(水道事業・工業用 水道事業)【単独】 ・バイオガス発電、リン回収施設等 (下水道事業)【単独・補助】 ・電動バス等の導入(EV、FCV、 PHEV)交通事業(バス事業)【 単独】	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事 業 ● 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生 可能エネルギーを利用するための施設で公用又は 公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ● 過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ 設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ● 再生可能エネルギーを活用して電気等を製造す る地場産業の振興に資する施設の整備^{注6、7} (第三セクター等に対する補助金を含む)【単 独】 ※令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備^{注8}及 び公共施設等のZEB化^{注2、3}を「脱炭素化推進特別 分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う^{注9}	辺地を有する市町村が総合整備 計画に基づいて行う以下の事業 ● 辺地債の対象施設の整備として 行われる再エネ設備、省エネ設 備の導入及び省エネ改修【単 独・補助】 ● 再生可能エネルギーを活用して 電気等を製造する地場産業の 振興に資する施設の整備^{注6、 7}(第三セクター等に対する補 助金を含む)【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債(充当率90%、措置率22.2%)又は一般補助施設整備等事業債(充当率75%、措置率0%)が充当可能。

(注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

(注2) ZEB基準相当(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日

地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」)に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

(注3) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。

(注4) 省エネルギー基準(BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。))が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。))に適合するための、公共施設等の改修事業。

(注5) 「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業。

(注6) 国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債、辺地対策事業債の対象外。

(注7) 地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は対象外。FIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合も、対象外。

(注8) 地場産業の振興に資する施設の整備は、過疎地域における「地域内消費」を主目的とするものに限る。

(注9) 過疎債の対象施設に限る。

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置②



	地域活性化事業債	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	緊急防災・減災事業債
起債充当率	90%	100%	100%
交付税措置	元利償還金の30%を基準財政需要額に参入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入
対象事業	地方公共団体が主体となり、多様な地域資源等を活用した地域経済循環を創造することに資する以下の自然再生・地球温暖化対策事業（第三セクター等に対する補助金を含む） - 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全【単独】 - 原則全般的に地域木材を利用した施設整備【単独・補助】 - 都市緑化のための植樹、植栽等【単独】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注10}	指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設の整備（災害時に非常用発電設備として運用される再エネ設備の整備を含む）【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債（充当率90%、措置率22.2%）又は一般補助施設整備等事業債（充当率75%、措置率0）が充当可能。

（注10）「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）が該当。

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



地域脱炭素実現に向けて地域に根ざした再エネを導入するため、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築する取組を支援する。

【令和7年度予算（案） 7.11億円の内数／令和6年度補正予算 9.18億円】

※以下表は、令和6年度事業の概略になります。令和7年度事業については支援内容が一部変更になる可能性がありますので詳細は公募内容をご確認ください。

事業区分	(1)①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援	(1)②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援	(1)③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援	(2)①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援	(2)②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
対象事業概略	2050CNを見据えた地域の再エネ導入目標及びその実現に向けた施策等を策定する事業（下記）であること。（以下、Ⅱ・Ⅲの実施必須） Ⅰ．地域情報分析及び将来推計 Ⅱ．再エネ導入及びその他脱炭素に資する目標の作成 Ⅲ．作成した目標及び脱炭素実現のための施策の構想 Ⅳ．Ⅱ・Ⅲの実現に向けた指標及び体制の構築 ※区域施策編の策定支援	率先導入目標を見据えた所有公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査（下記）であること。（Ⅲの実施必須） Ⅰ．地域特性、環境特性等 Ⅱ．建物への負荷及び発電設備の規模等 Ⅲ．発電量・日射量・導入可能量・位置・方法等（下限数設定あり） Ⅳ．再エネ導入による地域経済・社会への効果等の分析、導入手法・設置コスト評価	地域が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業に係る実施・運営体制の構築を行う事業、又は既存の地域新電力会社が、新規に取り組む「地域再エネ事業」の多角化を行う事業（下記）であること。 下記Ⅰ～Ⅳは調査・検討 Ⅰ．需要・供給可能エネルギー Ⅱ．需給管理方法・システム Ⅲ．スキーム・体制構築 Ⅳ．事業採算性 Ⅴ．関係者合意のための協議会 Ⅵ．実施・運営体制の構築	円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組を行う事業（下記）であること。 Ⅰ．既存情報の収集 Ⅱ．追加的環境調査等の実施 Ⅲ．有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取 Ⅳ．ゾーニングマップ案の作成	促進区域又は促進区域の設定に向けた検討の用意がある市町村の区域内で再エネ設備の導入調査等を行う事業（下記）であること。（以下、Ⅰ又はⅡのいずれか必須） Ⅰ．経済・社会の持続的発展に資する取組や環境の保全のための取組に係る調査・再エネ設備の設計 Ⅱ．合意形成のための勉強会、既設の再エネ設備の視察 Ⅲ．事業化可能性の評価において必要な調査・検討
交付率	3／4、2／3※1	3／4	2／3、1／2、1／3※2	3／4	1／2
補助上限	800万円	800万円	2,000万円	2,500万円	800万円
補助対象	地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市等を除く）	地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）	体制構築：地方公共団体、民間事業者・団体等 多角化：既存の地域新電力会社	地方公共団体	民間事業者・団体等
実施期間	令和3年度～令和7年度	令和4年度～令和7年度	令和3年度～令和7年度	令和3年度～令和7年度	令和6年度～令和7年度
これまでの支援実績	554自治体	211自治体	29自治体	35自治体	4事業者

※1 当該地方公共団体の財政力指数により、補助率が異なる。 ※2 当該地方公共団体、地域金融機関、地元企業・団体、一般市民等の出資有無及び出資率により、補助率が異なる。

地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 令和4年2月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を公表（令和6年6月更新）。

脱炭素先行地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において地方が目指すべきモデルである「地域ビジョン」の一つとして位置づけられており、同戦略において本支援ツール・枠組みについて更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していくこととされている。

- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能
- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**164事業掲載**（令和5年度補正及び令和6年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 脱炭素先行地域に選定された場合に優遇措置等を受けることができる事業が**32事業**



各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（44事業）

- ・ 地域脱炭素推進交付金
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・ 商用車の電動化促進事業

他41事業

内閣府（10事業）

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1/2/3等）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型）

他7事業

総務省（9事業）

- ・ ローカル10,000プロジェクト
- ・ 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ・ ふるさと融資制度
- ・ 人材面からの地域脱炭素支援

他5事業

地方財政措置（7事業）

- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- ・ 過疎対策事業債（特別枠）
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

文部科学省（5事業）

- ・ エコスクール・プラス
- ・ 国立大学・高専等施設整備
- ・ 公立学校施設の整備
- ・ 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・ カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省（27事業）

- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（バイオマス地産地消）
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、SDGs対応型施設園芸確立

他25事業

経済産業省（17事業）

- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業水力発電の導入加速化事業
- ・ 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金
- ・ 水力発電の導入加速化事業

他14事業

国土交通省（45事業）

- ・ サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ 都市再生整備計画事業
- ・ 都市・地域交通戦略推進事業
- ・ 先導的グリーンインフラモデル形成支援

他40事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

脱炭素地域づくり支援サイト



<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>

■設備導入支援

- ・地域脱炭素推進交付金
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 など

■計画策定等支援

- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 など

■人材支援

- ・地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成支援
- ・脱炭素まちづくりアドバイザー制度
- ・地域脱炭素ステップアップ講座 など

■情報提供等支援

- ・地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS]
- ・地方公共団体脱炭素取組状況マップ
- ・再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS] など

■その他支援

- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の活用による民間投資の促進 など

■地方財政措置

- ・脱炭素化推進事業債 など

地方公共団体における独自の条例・予算措置の事例



独自の条例

- 東京都や川崎市では、令和7年4月から建築物への太陽光発電設備等の設置が義務化。
(大規模建築物は建築主を、住宅等の小規模建築物はハウスメーカー等が義務対象者新築・増築等の建築物が対象、既存の建築物は対象外)
* 先行地域や重点対策加速化事業に採択されている長野県、仙台市、相模原市等では同様の条例制定の動きがみられている。
- 宮城県は、0.5ヘクタールを超える森林(国有林・地域森林計画対象)を開発した区域に設置された太陽光、風力、バイオマス発電設備を対象に、法定外税を新設。
(令和5年11月に総務大臣同意、令和6年4月に施行。温対法に基づく再エネ促進区域等は非課税)

独自の予算措置

秋田県

- 再エネ工業団地整備事業 R6当初 369,241千円
再生可能エネルギーを活用した工業団地(再エネ工業団地(下新城地区、旧能代西高等学校跡地))を整備
- 我が社の脱炭素化促進事業 R6当初 3,549千円
「脱炭素アドバイザー資格」の取得や「CO2排出量可視化サービス」の利用に要する費用への助成。中小事業者を対象とした省エネセミナーや脱炭素経営に関する業種別セミナーを実施

愛媛県

- 電動車導入加速化事業費 R6当初 103,600千円
運輸部門のCO2削減に向け、個人に対するEV購入補助に取り組む市町や、急速充電設備の新設等を行う法人等を支援するとともに、県公用車のEV化を推進
- 新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費 R6当初 54,600千円
家庭や地域単位での新エネルギーの導入を着実に進めるため、家庭向け燃料電池や蓄電池、ZEHの導入に補助を行う市町を支援

京都府

- 再生可能エネルギー導入加速化事業費 R6当初 929,000千円
太陽光発電など再生可能エネルギーの更なる導入及び活用の拡大に向け、家庭や事業者のニーズに応じた発電設備等の導入に対する支援を実施

富山県

- 県営水力発電所リプレイス事業 R6当初 4,581,530千円
4発電所(庄東第一、大長谷第二、仁歩、若土)について、固定価格買取制度を活用したリプレイス(全面的更新)を実施

川崎市

- 市域への再エネ普及・地産地消に向けた住宅用太陽光発電設備、蓄電池等の導入支援のための新たな補助制度の創設 R6当初 204,251千円
- カーボンニュートラルコンビナートの形成 R6当初 33,971千円
CO2フリー水素等の供給・需要拡大や炭素循環による化石資源の低減など、臨海部をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化する取組の推進
- カーボンニュートラル化を目指した廃棄物処理施設の中長期的な整備構想の策定に向けた取組 R6当初 15,878千円

福岡市

- 自動車部門の脱炭素化推進 R6当初 160,327千円
次世代自動車(EV・FCV等)の車両購入や急速・普通充電設備設置に対する助成、カーシェアリング普及に向けた啓発、事業用貨物車等におけるバイオ燃料の実証事業等を実施
- F Cモビリティの導入推進 R6当初 59,066千円
FCごみ収集車の導入、FC救急車の実証
- まちづくりへの水素実装 R6当初 258,260千円
九州大学箱崎キャンパス跡地における水素供給パイプラインの整備や水素ステーションの検討等

地域における脱炭素の取組の加速化、基盤構築（波及効果）の事例



公共施設の脱炭素化

- 千葉市は、全ての公共施設(約750施設)の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロの実現について、目標として掲げる2030年より前倒し2026年度に達成する見込み。
- 豊田市は、公共施設(211施設)について太陽光発電設備の導入等により、設置可能な公共施設の再エネ導入を2030年度までに100%完了し、政府実行計画の目標を上回る取組を実施。
- 秋田県は、脱炭素先行地域の取組により、流域下水道処理施設での消化ガス発電の導入等を行い、公共施設の脱炭素化に取り組むと同時に、下水道等の資源・資産を活用して経営改善を図り、下水道使用料に係る住民負担の低減を目指している。脱炭素先行地域以外のその他流域下水道処理施設においても、太陽光発電設備のPPAによる実装に向けた検討を開始。

地方公共団体と金融機関との連携

- 滋賀銀行は、太陽光発電を導入する顧客向けの住宅ローン金利の優遇や事業者に対するサステナビリティ・リンク・ローンのほか、「(株)しがぎんエナジー」を全額出資により設立し、PPA事業を自ら実施。また、滋賀銀行自身の脱炭素化も進め、カーボンニュートラル店舗を新設。
- 山陰合同銀行は、銀行法改正により子会社の業務範囲が拡大されたことを受け、全国の銀行初となる再エネ発電事業を行う「ごうぎんエナジー(株)」を全額出資により設立。脱炭素先行地域である米子市・境港市や松江市と連携して取組を推進。
- 川崎信用金庫は、脱炭素に向けて取組を進める事業者向け融資商品や、太陽光発電・高効率給湯等のエネルギー消費性能の向上に資する設備分の金利を実質0%にする住宅ローン等の金融商品の開発を実施。また、川崎信金自身の脱炭素化も進め、80%以上の再エネ切替のほか、一部支店は「ZEB Ready」認証取得。

地方公共団体と運輸部門との連携

- ヤマト運輸(株)は、川崎市と連携し、市内の高津千年営業所において全配送車(25台)をEV化するほか、独自のEMSを構築。営業所内の電力使用量、太陽光発電設備の発電量、蓄電池の充放電量をリアルタイムで可視化・自動調整を行うとともに、川崎未来エナジー(株)から地産の再エネ電力を確保し、100%再エネによる営業所を全国で初めて整備。本取組を全国の営業所に展開予定。
- 阪神電気鉄道(株)は、尼崎市と連携し、ゼロカーボンベースボールパークの開業及び市内の阪神電鉄の6駅とバス26台等の脱炭素化を実施。また、先行地域の取組を契機として、グループ会社である阪急電鉄(株)とともに2025年4月から2社の鉄道事業の全ての電力(全線(約193km)・全駅)を脱炭素化することが決定。

地方公共団体と地域エネルギー会社との連携

- 川崎未来エナジー(株)は、川崎市及び事業者・金融機関7社が出資し設立。これまで市外に流出していたごみ焼却施設から生み出される再エネを市内需要家・公共施設へ供給。さらに、再エネ電源開発やオンサイトPPA事業等に取り組むことを検討等しており、地域脱炭素の基盤として川崎市内に脱炭素の取組が波及されていくことが期待される。
- (株)球磨村森電力は、PPA方式による太陽光発電設備の導入とともに蓄電池を活用した最適な充放電制御システムを構築し地産地消を推進。また、熊本県あさぎり町の「(株)あさぎりエナジー」や五木村の「(株)五木源電力」と連携し各者で発電事業を実施する一方、球磨村森電力が小売電力事業を一括して担い採算性の向上に取り組む。
- ローカルエナジー(株)は、米子市・境港市及び中海テレビ放送等5社が出資。ケーブルテレビ事業者である中海テレビ放送と連携し、個人・企業等へ供給するとともに需給管理等の業務の内製化も実施。

